

大阪広域水道企業団処務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

大阪広域水道企業団

企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第4号

大阪広域水道企業団処務規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(分課)	(分課)
第1条 大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第4条に規定する経営管理部に経営企画課、危機管理課、広域連携課、広域調整課、総務課及び <u>財務課</u> を置く。	第1条 大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第4条に規定する経営管理部に経営企画課、危機管理課、広域連携課、広域調整課、総務課及び <u>会計課</u> を置く。
2 (略)	2 (略)
(出先機関の設置)	(出先機関の設置)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
村野浄水場	村野浄水場
(略)	(略)
浄水管理室	浄水管理室
浄水調整課、浄水運用課、水質管理課、保全課、施設課	浄水調整課、浄水運用課、水質管理課、保全課、 <u>整備課</u> 、施設課
<u>建設整備室</u>	
<u>整備課、設備課</u>	
(略)	(略)
(分掌)	(分掌)
第3条 第1条第1項に規定する経営企画課、危機管理課、広域連携課、広域調整課、総務課及び <u>財務課</u> の分掌事務は、次のとおりとする。	第3条 第1条第1項に規定する経営企画課、危機管理課、広域連携課、広域調整課、総務課及び <u>会計課</u> の分掌事務は、次のとおりとする。
経営企画課	経営企画課
(略)	(略)

財務課

(1)～(14) (略)

2～4 (略)

会計課

(1)～(14) (略)

2～4 (略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。